

※訂正があるときは、修正テープなどは使用せず、一重線を引いて訂正してください。

消えるボールペンやスタンプ印は使用しないでください。

離 婚 届

令和7年7月7日届出

石川県野々市市長 殿

届出日を記入して下さい。

離婚届を提出する時点の住民登録地を記入してください。

※離婚届と同時に住所変更や世帯分離をする場合は新住所を記入してください
住民票異動届の提出も必要です。

		受理	令和	年	月	日		
		第				号		
		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査済	対応	住民票	通知
(1)	夫	イシカワ ジロウ	妻	イシカワ マサコ				
	氏名	石川 次郎	氏名	石川 雅子				
	生年月日	昭和55年11月12日	生年月日	昭和55年6月23日				
(2)	住所	石川県野々市市高橋町 10番2号 野々市ハイツ103号	石川県金沢市額谷三丁目 1番地1					
	本籍	石川県野々市市高橋町10番地 石川 次郎	石川県金沢市額谷三丁目 1番地1					
(3)	父母及び養父母の氏名	夫の父 福井 達也 母 石川 幸子	続柄 長男	妻の父 富山 吾郎 母 富山 龍江	続柄 長女			
(4)	父母との続柄	右記の養父母以外にも 養父母がいる場合は その他の欄に記入ください						
	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	年 月 日成立 年 月 日確定	年 月 日成 年 月 日認諾 年 月 日確定			
(5)	婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	富山県富山市新桜町7番 番地 富山 龍江 筆頭者の氏名				
(6)	未成年の子の氏名	夫が親権を行なう子	妻が親権を行なう子	石川空愛、石川空音				
(7)	同居の期間	平成20年9月から (同居を始めたとき)	令和2年12月まで (別居したとき)					
(8)	別居する前の住所	石川県野々市市高橋町10番2号 野々市ハイツ103号		番地 番号				
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自営業・商工業・サービス業等を個人で經營している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3.にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯						
(10)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	(国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
	その他							
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 石川 次郎 印	妻 石川 雅子 印					
	事件簿番号							

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することを推奨します。

1 台湾

2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

そのほかに必要なもの

審停離婚のとき—調停調査の謄本

審判離婚のとき—審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき—和解調査の謄本

認承離婚のとき—認承調査の謄本

判決離婚のとき—判決書の謄本と確定証明書

記載例

協議離婚の場合、証人欄には
成人2名の署名が必要になります。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	富山 龍江 印	石川 幸子 印
生年月日	昭和28年8月11日	昭和30年3月16日
住所	富山県富山市新桜町7番5号	石川県野々市市三納三丁目 128番地
本籍	富山県富山市新桜町 7番	石川県野々市市太平寺4丁目 156番地

裁判所を通さず、夫婦の話し合いで離婚する場合は
「協議離婚」にチェックしてください。

裁判所を通した場合は、裁判所が発行した謄本等に記載の種別を選択してください。

この場合にはこの離婚届と同時に
書いてください。
用いられます。

戸籍の筆頭者でない方(婚姻の際、氏が変わった方)の離婚後の戸籍について記入してください。

● 旧姓で婚姻直前の戸籍に戻る場合

夫又は妻はもとの戸籍に戻る を選択

● 旧姓で新しい戸籍を作る場合

夫又は妻は新しい戸籍を作る を選択

● 婚姻中の氏を使い続ける場合※

いずれもチェックせず、すべて空欄のまま

※離婚届と一緒に、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」の提出が必要です。